

# 和歌山県報

 発行
 和
 歌
 山
 県

 和歌山市小松原通一丁目1番地

 毎週火、金曜日発行

**目** 次 (取扱課室名) ページ

			(双伙妹主名)	~ \_	
0	告	示			
61	4	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課)		1
61	5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律によ	り指定検査機関に行わせることと		
	L	た食鳥検査の業務の廃止の許可	(食品・生活衛生課)		2
610	6	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)		2
61	7	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	( " )		2
618	8	大池下土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)		2
619	9	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)		3
620	0	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課)		3
62	1	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)		4
622	2	JI	( " )		4
623	3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " )		4
62	4	II	( " )		6
62	5	和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年和	口歌山県告示第439号)の一部改正		
			(会計課)		7
0	公台	告			
和	歌	山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付	(総務事務集中課)		7
		告示			

#### \_\_\_\_\_\_ 和歌山県告示第 614 号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要 届出区域を次のとおり指定する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 形質変更時要届出区域
  - 和歌山県海南市船尾字中濱260番96の一部 (別図のとおり)
- 2 形質変更時要届出区域において、土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29 号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質及び同条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
規則第31条第2項の基準	鉛及びその化合物

3 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第12号に該当する。

(別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南市くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第615号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「法」という。)第32条第1項の規定により、次のとおり法第21条第1項に規定する指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務の廃止を許可したので、法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地 公益社団法人和歌山県獣医師会 和歌山市広道20番地
- 2 廃止を許可した食鳥検査の業務 法第15条の規定による食鳥検査の業務の全部
- 3 許可した日令和2年3月31日

#### 和歌山県告示第616号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3052400 094	特定非営利活動 法人どんぐりは うす	西牟婁郡上富田町 市ノ瀬1251番地		特定非営利活動 法人どんぐりは うす	西牟婁郡上富田町市 ノ瀬1251番地	令和 2.4.30

#### 和歌山県告示第617号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退年月日
長岡眞希夫	外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 2.3.31

#### 和歌山県告示第618号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、大池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(令和2年3月31日退任)

職名氏名住所

理事 木村善行 和歌山市伊太祈曽577番地2 理事 森本佳忠 和歌山市伊太祈曽172番地3 理事 黑田美代子 和歌山市口須佐414番地 理事 田中育彦 和歌山市平尾212番地 理事 大河内清 和歌山市山東中150番地4

2 就任した役員(令和2年4月1日就任)

職名氏名住所

理事玉置孝宏和歌山市伊太祈曽582番地1理事岩尾浩伸和歌山市伊太祈曽531番地理事岩橋順司和歌山市口須佐369番地3理事岩橋正人和歌山市平尾83番地1理事角田義美和歌山市山東中90番地2

#### 和歌山県告示第619号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第620号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和2年4月15日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号 紀ノ川住建
- (2) 代表者氏名 佐武博
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市有本221番地6
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

5 期間

令和2年4月25日から同月27日までの3日間

6 処分の原因となった事実

紀ノ川住建 佐武博は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、和歌山県和歌山市内で建設業 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に該当しない団地造成工事を請け負い、建設業を 営んだ。

このことが、同法第28条第2項に該当すると認められる。

#### 和歌山県告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」 という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称

田の垣内(449)、松原(450)、丹生(451)、小入(486)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第622号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称

宮の前(63)、谷口(66)、地頭の鼻(71)、土生(348)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第623号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

四村川右支渓(8-426-1-008)、四村川左支渓(8-426-1-009)、沖谷(8-426-1-010)、四村川左支 溪(8-426-1-011)、四村川右支溪(8-426-1-013)、四村川左支溪(8-426-1-015)、堂ノ後谷(8-42 6-1-016)、湯水谷(8-426-1-017)、音無川左支渓(8-426-1-018)、玉置道谷(8-426-1-033)、新 宮川左支渓(8-426-1-034)、新宮川左支渓(8-426-1-035)、新宮川左支渓(8-426-1-036)、セドの 谷(8-426-2-001)、地蔵谷(8-426-2-010)、大塔川左支渓(8-426-2-011)、四村川左支渓(8-426-2-012) 、四村川左支渓 (8-426-2-013) 、こねご谷 (8-426-2-014) 、栗垣内谷川左支渓 (8-426-2-01 6)、栗垣内谷川左支渓(8-426-2-017)、四村川左支渓(8-426-2-018)、小坂谷(8-426-2-019)、 フジ谷 (8-426-2-020) 、新宮川左支渓 (8-426-2-032) 、細井 (I-2086) 、桧葉 (I-2087) 、桧葉 (I-4744)、和田平1 (I-2105)、上大野 (I-4751)、小井平 (II-8459)、田代2 (II-8411)、和 田平2 (Ⅱ-8412) 、東和田 (Ⅱ-8413) 、高皿 (Ⅰ-2097) 、下湯川5 (Ⅰ-4742) 、渡瀬1 (Ⅰ-4743) 、 坊の原(Ⅱ-8456)、小峠1(Ⅱ-8457)、下湯川(I-2090)、串峠(I-2094)、相須(I-2095)、 下湯川2・下湯川(Ⅰ-4739)、下湯川3(Ⅰ-4740)、下湯川4(Ⅰ-4741)、下湯川6(Ⅱ-8396)、久 保野平 (I-2089)、久保野1 (II-8385)、久保野2 (II-8386)、久保野3 (II-8387)、久保野6 (II-8390) 、久保野7(Ⅱ-8391)、下湯川7(Ⅱ-8397)、下湯川8(Ⅱ-8398)、柿原(Ⅰ-2088)、湯峯 (I-2092)、湯峯(I-2093)、カジ田・湯峯(II-8455)、新庄町富家(I-4284)、下三栖(104) (I-61119)、下三栖(106)(I-61121)、下三栖(108)(I-61123)、下三栖(112)(I-6112 7) 、下三栖(113)(I-61128)、下三栖(114)(I-61129)、下三栖(116)(I-61131)、下三 栖(121) (I-61136)、下三栖(125) (I-61140)、下三栖(126) (I-61141)、下三栖(129) (Ⅰ-61144)、下三栖(101)(Ⅱ-61116)、下三栖(102)(Ⅱ-61117)、下三栖(103)(Ⅱ-6111 8) 、下三栖 (105) (Ⅱ-61120) 、下三栖 (107) (Ⅱ-61122) 、下三栖 (109) (Ⅱ-61124) 、下三 栖(110) (Ⅱ-61125)、下三栖(111) (Ⅱ-61126)、下三栖(115) (Ⅱ-61130)、下三栖(117) (Ⅱ-61132)、下三栖(118)(Ⅱ-61133)、下三栖(120)(Ⅱ-61135)、下三栖(122)(Ⅱ-6113 7) 、下三栖 (123) (Ⅱ-61138) 、下三栖 (124) (Ⅱ-61139) 、下三栖 (127) (Ⅱ-61142) 、下三 栖(128) (Ⅱ-61143)、下三栖(130) (Ⅱ-61145)、下三栖(131) (Ⅱ-61146)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 十砂災害警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域の名称

下皆(78)、近露(589)、下三栖(119)(Ⅱ-61134)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

北吉田川左支渓(5-384-1-001)、矢田川右支渓(5-384-1-004)、矢田川右支渓(5-384-1-005)、 矢田川右支渓(5-384-2-002)、目高川支渓(5-384-1-024)、目高川支渓(5-384-2-023)、目高川支渓(5-384-2-024)、日高川支渓(5-384-2-025)、滝ノ谷(I-1010)、上ノ裏(I-2169)、鐘巻(I-3972)、土生2(II-4204)、土生3(II-4206)、土生4(II-4207)、土生5(II-4208)、小熊6(II-4209)、小熊3(II-4210)、土生6(II-4212)、北畑(II-4213)、鐘巻(102)(II-50700)、鐘巻(103)(I-50260)、和佐(I-993)、松瀬2(I-995)、岡原(I-1004)、和佐上和佐1(II-4214)、和佐上和佐2(II-4215)、和佐上和佐3(II-4219)、和佐2(II-4227)、和佐3(II-4228)、和佐下和佐2(II-4243)、和佐下和佐3(II-4245)、和佐下和佐4(II-4246)、和佐下和佐5(II-4249)、和佐10(II-4271)、和佐11(II-4273)、和佐12(II-4298)、和佐13(III-2592)、江川下江川2(III-2597)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項 次の図書のとおり (「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設 部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第625号

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年和歌山県告示第439号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員会の構成等)	(委員会の構成等)
第2条 委員会の定数は、 <u>5人</u> とする。	第2条 委員会の定数は、 <u>3人</u> とする。
2 略	2 略
3 委員の任期は <u>3年</u> とし、再任を妨げない。た	3 委員の任期は <u>2年</u> とし、再任を妨げない。た
だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間	だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。	とする。
4・5 略	4・5 略

附則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

### 公 告

#### 公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等(以下「競争入札」という。)についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。)に定める入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に係る申請の受付を次のとおり行う。

令和2年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 対象とする契約の種類

別表1に掲げる営業種目(以下「営業種目」という。)に係る物品等(自動車修理、印刷、製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。)の調達契約

2 申請者に必要な条件

資格審査の申請は、当該申請をしようとする者が次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、行うことができる。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 和歌山県の区域内(以下「県内」という。) に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、

県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあっては、法人税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 個人にあっては、在住する県内の市町村が個人に対して課する住民税(県民税及び市町村民税をいう。)に係る徴収金を完納していること。
- (7) 申請日現在において、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について1年 以上の営業実績を有していること(法人にあっては、これに加えて、原則として、競争入札に参加を 希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について当該法人の営業の目的としていることが、登 記事項証明書により確認できること。)。
- (8) 競争入札に参加を希望する営業種目の営業を行うことについて、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している 者
  - ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
  - エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、 アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
  - カ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の 執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑 に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が 経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を 用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札 制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者
- 3 資格審査の申請書等

資格審査に係る申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類(以下「申請添付書類」という。)を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写し に限るものとする。

- (1) 申請添付書類
  - ア 法人にあっては、登記事項証明書
  - イ 2の(4)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書
  - ウ 2の(5)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書
  - エ 2の(6)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

- オ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 2の(7)の営業実績を示す書類
- キ 2の(8)に掲げる条件を満たすことを証する書類
- ク 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあって は、その措置の終期を示す書類

ケアからクまでに掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

(2) 申請書の提出については、持参又は郵送によるものとする。

なお、電子調達システム(和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。 以下同じ。)により申請を行う場合にあっては、作成したデータを送信するとともに、電子調達シス テムにより出力される申請確認書に押印し、申請添付書類を添付の上、持参又は郵送により提出しな ければならない。

- 4 申請書及び申請添付書類の提出先及び審査申請要領等の配布場所
- (1) 申請書及び申請添付書類の提出先

申請書及び申請添付書類は、別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関(以下「調達機関」という。)のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより申請を行った場合は、申請確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関において配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

- 5 資格審査申請の期間
  - (1) 資格審査の申請は、原則として、次に掲げるいずれかの期間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)に行うものとする。
    - ア 令和2年5月1日(金)から同月29日(金)まで
    - イ 令和2年11月2日(月)から同月30日(月)まで
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める期間
  - (2) (1) の規定にかかわらず、公告により競争入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該公告の期間において、知事が特に定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1) の規定にかかわらず、申請書及び申請添付書類の提出先は、和歌山県会計局総務事務集中課とする。
- 6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和2 2年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。た だし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。
- 7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定により資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日(原則として、5の(1)のアの期間に申請されたものについては令和2年8月1日、5の(1)のイの期間に申請されたものについては令和3年2月1日)から令和3年7月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札のうち条件付き一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該入札 を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

別表1

## 物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目	営業種目名	県が調達する物品等の種類(品目等)例示
番号	日米国口石	
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙 袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房 具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC 用紙、PPC 用紙(再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサー、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USB メモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ、 安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッ カー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴 槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等

	111111111111111111111111111111111111111	
18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレットペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクションホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニール シート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、 手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガスを含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガスを含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品 (修理を含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定又は指定を受けた者に限る。)、 自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶·航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機 部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LP ガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等

	i i	
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、 冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝 導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞 台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ 放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキ サー等
43	給排水設備·塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等(プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等
48	材材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール 管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板·広告宣伝·展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器(心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等)、 検体検査用機器(血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器(人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線 治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器(X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器(麻酔、消毒を含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等(必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)

55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等(必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等(医療用器具及び局方品を扱う者 については、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
57	医療用フィルム	X線フィルム(現像用材料を含む。)等(必要な届出等を行っていること。)
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等(必要な届出等を行っていること。)
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等(毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。)、その他消防・防災用品(非常用備蓄食料等も含む。)、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物(印刷機(設備)を 保有(リースを含む。)していること。)
68	_	
69	_	
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装

73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等(必要な届出等を行っていること。)
74	清掃用品取替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防炎マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	   図書 	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用 品買受け(必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)

	[ <b>≠</b> 0
万リ	衣乙

14X.2	
申請書等を受け付ける県の機関	左の機関が所管する物品集中調達等の概要
会計局総務事務集中課物品班	一般競争入札に関する調達並びに本庁
〒 640-8585	各課室、教育庁各課室、各種委員会等
和歌山市小松原通一丁目1番地	事務局並びに和歌山市、海南市及び海
TEL 073-441-2293	草郡に所在する県の地方機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課	岩出市及び紀の川市に所在する県の地
〒 649-6223	方機関等の調達
岩出市高塚 209	
TEL 0736-61-0005	
伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方
〒 648-8541	機関等の調達
橋本市市脇四丁目5番8号	
TEL 0736-33-5004	
有田振興局地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する県の地方
〒 643-0004	機関等の調達
有田郡湯浅町湯浅 2355-1	
TEL 0737-64-1255	
日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡に所在する県の地方
〒 644-0011	機関等の調達
御坊市湯川町財部 651	
TEL 0738-24-2904	
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に
〒 646−8580	所在する県の地方機関等の調達
田辺市朝日ヶ丘 23-1	
TEL 0739-26-7906	
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座
〒 647-8551	川町を除く。)に所在する県の地方機
新宮市緑ケ丘二丁目 4-8	関等の調達
TEL 0735-21-9605	
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本
串本地区駐在	町及び古座川町に所在する県の地方機
〒 649-3510	関等の調達
東牟婁郡串本町サンゴ台 783-8	
TEL 0735-62-0412	
警察本部警務部会計課	警察本部(一般競争入札に関する調達
〒 640−8588	を含む。)の調達
和歌山市小松原通一丁目1番地1	
TEL 073-423-0110	